



足立区議会だより

発行/足立区議会 ☎(3880)5111 No.180

第2回 定例会

R70
古紙配合率70%
再生紙を使用しています



大賀ハス

足立堀之内公園
(堀之内二丁目1番地内)

第2回 定例会 会議のあらまし

平成12年第2回定例会は、6月29日から7月12日までの会期14日間で開催しました。今定例会では、区長から議案25件、区民のみなさんから提出された請願・陳情等について審議しました。結果については、それぞれ本文記載のとおりです。

永年在職議員を表彰

足立区議会は、永年在職議員の表彰を決議しました。
(永年在職議員については6頁に掲載)

区長提出議案は すべて原案可決

今定例会に区長から提出された足立区公文書公開条例の全部を改正する条例のほか、条例の一部改正10件、契約1件、財産の取得1件、町区域の変更1件、特別区道路線認定5件、廃止2件、区有通路路線設置1件、承認1件については、原案のとおり可決しました。

人権擁護委員を推薦

人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、区長から議会の意見を求められました。

議会はこれに対し6月29日の本会議において、全会一致で推薦を決定しました。

諮問1件棄却

学童保育室の入室に関する異

請願・陳情を審査

区民のみなさんから提出された請願・陳情39件のうち、不採択2件、撤回6件で、他31件については、継続して審査することに決定しました。

主な内容

- 区政を問う(各党派の代表 質問).....2~5頁
- 永年在職議員を表彰.....6頁
- 本会議と委員会のあらまし.....6頁
- あなたの声を請願・陳情で.....7頁
- あなたも傍聴してみませんか.....7頁
- 議決結果.....8頁
- 報告.....8頁
- 意見の分かれた案件.....8頁

※大賀ハス(別名 二千年ハス)

昭和26年、千葉県内の遺跡から発掘された約二千年前のハスの種を翌年、大賀博士が開花させたもの。淡いピンクの優しい可憐な花が毎年六月下旬から八月中旬にかけて咲き、午前中のみごろです。

『議員からの寄付は、罰則を以て禁止されています』

議員(候補者等を含む)が、お祭り・運動会・親睦旅行会・会合等の行事や、入学式・卒業式の行事に対し、寄付・お祝い・差し入れ等を行うことは、公職選挙法により、議員資格剥奪の罰則をも以て禁止されています。

また、受け取った人も、罰せられます。

個人に対しても、結婚式・葬式(告別式を含む)以外全ての、お祝い金(入学・卒業等)・贈り物(お歳暮・中元等)を行うことも、同様に禁じられています。区民の皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

問

代表質問は平成12年6月29日に開会された第2回定例会本会議で行われました。

代表質問

議案の審議に先立ち、各会派を代表する4名の議員が、区政全般について質問を行い、区政執行に当たる区長をはじめ執行機関の考えを尋ねました。
以下、その一部を掲載します。

足立区議会自由派会派



鹿浜 清 議員

区政診断制度について

【問】当区では、区の施策などの業績を測定・検証し、その目標や成果をわかりやすく示す仕組みとして区政診断制度を導入した。

区政診断制度の運用にあたっては、他の改革と連携を十分に図り、第三次行政改革大綱という全庁的運動へと発展させていくことが重要であると考える。当区の区政診断制度のねらいと、その概要、進捗状況について区長の所信を伺いたい。



【答】本年4月から導入した区政診断制度は、区の施策や事業等の業績を測定・検証するとともに、その目標や成果を区民にわかりやすく示していく制度である。その診断結果を踏まえ、施策の内容や成果を区民に説明していくことに加え、より一層効果的・効率的な施策・事業の再構築を図ることを目指し、施策の成果を重視する組織風土への転換など区政全般にわたって第三次行政改革に取り組んでいく。

現在までの進捗状況は、平成13年度の当初予算に反映させるべく、これまで予算編成時に実施していたヒヤリングを前倒しし、7月から行っている状況である。

【問】診断結果の概要については、まとまり次第区議会に報告していく。

【問】行政基盤の善し悪しを判断する材料は、予算、決算であるが、区の長期・短期の損益や収支が判るかといえば難しいのが現状である。民間企業では、バランスシートなどにより企業経営の判断ができる。東京都では、早々バランスシートを作成し、都政運営の基礎指標となっていると聞く。公会計でのバランスシートについては、まだまだ課題があるが十分活用する価値があると思うがそうした考えはあるか伺いたい。

【答】自治体の財政分析は、決算書のようなフロー情報が中心で、ストック面からみた財政基盤の健全性を評価することが難しいと言われている。一定の時点における資産、負債等の情報を表すバランスシートを組み合わせることで、多角的な分析が可能となり、より判り易い形で財政状況を公表することができると考える。このことは、区民や職員のコスト意識をかん養できることから積極的に取り組んでいきたい。

【問】土地利用の維持管理費について

なコストがかかる。区及び土地開発公社で保有する未利用地の総面積、維持管理をするためのコスト及び今後の利用計画について伺いたい。

【答】総面積は、3万9千488㎡、年間草刈経費等の維持管理経費は95万6千円である。

【問】土地利用については、基本計画等で定めた事業を円滑に推進するため必要な土地を土地開発公社等で先行取得してきた。

【問】土地利用の推進は、区財政の逼迫により事業の繰り延べ、変更等が避けられない状況にあるものもある。今後は、公有財産等有効活用基本方針を定め、優先活用や売却を含めた処分を検討し、公有財産運用委員会で、方針を決定していく。

【問】PFI導入のためには仕組みづくりが必要

【答】昨年7月にPFI推進法が成立した。そのPFI導入のメリットは、一般的には財政上及び事業リスク軽減などであると言われている。こうしたメリットを享受するためには、効果が最大限に発揮できる仕組みづくりが必要である。当区における取り組み及び今後の予定について伺いたい。

【問】昨年「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」いわゆるPFI法が成立した。当区としては、区内に調査組織を設置し、検討を行い、第1回定例会の行政改革調査特別委員会に報告をした。

【答】PFIは、民間活力導入の新しい手法として有効なものと評価している。新たな公共施設等の整備に当たっては、民間活力

の活用を推進していく考えでありPFIもその一環として積極的に活用していく。災害救助物資の備蓄状況について

【問】区内各地域に避難場所が確保されている。第一次避難所として、区立小中学校及び都立高校が指定されているが、それらの学校にはどの程度の災害救助物資が備蓄されているか伺いたい。

【答】避難所の救助物資備蓄は5月1日現在、区立小中学校66校に配備している。また、基本備蓄である救急薬品・投光器・発電機・調理レンジについては、区立学校全校に配備している。今後も教育委員会、学校と協議し、計画的に備蓄を進めていく。

【問】自然災害の危険を察知した場合、住民を直ちに安全な場所に避難させる必要がある。自らのいる場所が危険なのか、安全なのか、また、その場から一番早く避難できる安全な場所はどこか事前に的確な情報が必要不可欠である。避難場所を示すだけの地図では不十分である。町内の災害の危険が予想される場所とそれに対応した避難場所が判るハザードマップを作成し、住民に周知することが必要であると思うがどうか。

【答】現在、建設省荒川下流工事事務所が荒川堤防の破堤を想定したハザードマップの作成をしていると聞く。当区としては、河川管理者から総合的な情報を

収集し、関係機関と協力し調査・研究していく。

ダイオキシンの対策について

【問】平成9年度の東京都の調査で足立区は、ダイオキシン濃度が一番高い数値であった。最近では、あまり高い数値とは聞いていないが、ダイオキシン特別措置法で設定されている環境基準を達成しているか伺いたい。

【答】ダイオキシンの発生は、約9割が焼却の過程で発生すると聞



【問】平成10年度から3地点でダイオキシンの調査を実施しており、すべての地点で環境基準を達成している。また、小型焼却炉や野焼きの規制・指導については、平成9年度から行っており、この間ダイオキシン濃度は、約7割にまで減少している。平成13年4月に都の公害防止条例の改正が予定されており、更に指導を強化していく。資源ごみの集団回収を積極的に推進せよ

【問】当区は、資源回収業者が多く、リサイクルのルートが確立し、資源回収に適した地域である。この利点を生かし、行政回収に頼らない集団回収を積極的に推進する必要がある。集団回収は、区民の協力活動を通して、コミュニティの育成にも有効であると評価されている。現在の登録団体数、回収実績及び回収量はどの程度であるか。また、集団回収においての問題点、さらに、区はどのような支援を行っているか伺いたい。

【答】平成10年度の回収団体数は612団体、登録世帯数は、13万余で全世帯の約5割である。回収実績は、541団体で、1万3千458トンである。

【問】集団回収の問題点としては、資源の集積所の確保や団体役員交代、高齢化等が定期的な活動の開始、継続を困難にしていることがあげられる。支援策として、報奨金制度、缶つぶし機等の貸与、団体表彰等を実施している。今後はさらに未実施の町会・自治会に働きかけていく努力をしていく。

【問】PFIの実施について

【答】昨年2月から区内全域にルールIを拡大実施し、古紙やビン、缶など資源ごみを週1回収している。この実施によってごみの減量が図られているか、また、ごみとして捨てられていた物がどの程度資源としてリサイクルに回ったと考えられるか、これまでの経過を踏まえて伺いたい。

【答】東京都の平成11年度のごみ量の発表によると、可燃ごみは前年度比11・2%減であったとし、この減少については、消費の低迷と厨芥類の水切りの徹底など一般家庭の協力もあるが、東京ルールIの実施地域の拡大により資源回収の機会が増えたことが最大の要因と分析している。当区の資源回収については、

代表質問

区政を

傍聴してみませんか
区議会本会議は公開されています

古紙で40%、びん・缶で8%程度の回収増加が図られ、これが可燃ごみの大幅減に結びつき、東京ルールIの成果が上がっているものと考えている。今後ルールIを定着していきたいと考える。

【問】ごみの分別には意識啓発が必要
【答】ごみの資源化を推進するためには、区民・事業者の意識啓発が重要である。ごみの分別の徹底がごみを減量するカギであると思う。この意識啓発を、清掃事業の実態を勉強すること、また、子供たちが家族とごみについて話し合ったりすることが、家庭での啓発につながり効果が大きいと考える。区として、こうした取り組みを行う考えはないか。



【答】児童・生徒の段階から、ごみの発生を抑制したり、ごみを資源として捉えることなどの生活習慣を身につけることは、大変有意義であると考え。本年6月から清掃事務所職員が清掃工場の仕事の内容やリサイクルに関する話などを行っている。また、清掃車を学校に持ち込み、作業の実態を見学させるなどしている。今後も、教育委員会と連携し、環境教育の拡充を図っていく。

介護保険制度に関しての苦情について

【問】本年4月の介護保険制度施行に際しては、各関係機関の努力により円滑にスタートさせることができた。介護保険制度を定着させていくためには、引き続き高齢者や事業者の実情を把握するとともに、PRや支援を続けていく必要がある、そのためサービスの質の向上を促進する高齢者福祉サービス苦情解決委員会を設置した。今までに委員会に寄せられた苦情・相談の受付状況について、また、どのような解決が図られているのか伺いたい。

【答】高齢者福祉サービス苦情解決委員会によせられた苦情相談は、事業者の説明不足やサービス担当者の態度に起因するものが多く見られた。4月は25件、5月は36件である。社会福祉協議会の相談員が苦情・相談を受け、委員会に報告し意見を伺いながら本人、事業者の双方と話し合い、問題を解決している。介護保険料の徴収について

【問】本年10月から、65才以上の第1号被保険者の保険料の徴収が始まる。保険料の収納は、安定した制度運営の前提である。未納の発生は公平な費用負担という社会保険制度の趣旨に反する。区は、様々な方法で制度のPRを進めているが、収納開始を控え、さらに保険料に関する周知を徹底していくことが必要であると思うが、この点について考えを伺いたい。また、滞納が発生した場合の対応についても伺いたい。

【答】保険料の収納は制度運営にとつて最も重要な課題の一つである。10月の徴収開始に先立ち第1号被保険者の方々に對し、理解を頂くため8月当初に事前のお知らせを行う。また、滞納が生じた場合については、徴収方法などについて検討している。なお、滞納者がサービスを受給することとなった場合、保険給付の一時差し止めなど受給に関する制限がある。

【問】介護保険の用語について、カタカナ語があり、また、「居宅介護支援事業者」などといった意味のわかりにくい用語も沢山ある。一般区民の方々に、特に高齢者の方々にわかりやすい用語に切り替えることはできないか。また、用語の解説やパンフレットの作成など必要と考

【答】介護保険の用語には、カタカナや専門用語が多く使われている。今後分かりやすい用語を使用した資料作成に務めていきたい。

【問】西新井駅西口周辺地区は、東京都の防災都市づくり推進計画で「重点地区」に位置づけられている。日清紡は、工場移転に伴い都市基盤整備公団に土地を売却した。今後、東武鉄道の車輛工場の移転計画もあると聞く。これらの動きは、この地域のまちづくり課題を解決するうえで、千載一遇のチャンスであり、区民から大きな期待が寄せ

られている。安全で活力のあるまちづくりをすすめていくためには、将来を見据えた取り組みが必要である。西新井駅西口周辺地区まちづくり事業について

【問】今、足立区は長引く不況、地方分権、福祉の基礎構造・教育改革、環境問題について、区政の重要な転換期を迎えている。区長は就任から一年余りの間で緊急課題に対応する体制を整え、改革への意欲は認めるが、その

【問】現在、区内の数駅については、既にエレベーターやエス

【問】国は、平成12年5月に、

【問】不況により、税の徴収率が伸びず、財政好転が望めなければ、財源確保のためには大胆な行革を行う必要がある。お金の安易な改革は許せないが、財政破綻で、区政が停滞すれば結局、区民生活に影響がでることになる。よって、区民生活へのマイナスの影響を極力抑えながら、政策・事業の優先順位を明確にし、広い視野に立った行革を行うべきと考えるが、区長の決意を伺う。

【答】これまでの内部努力に加

【問】計画を推進するにあたっては、財源の確保が必要である。区長は就任後まもなく財政再建計画を発表し、再建の道筋を示しているが、現在の財政状況について、考えをおききする。

【答】税等の一般財源が低迷する一方、義務的経費、經常的経費が大きく伸び、經常収支比率は大幅増、実質単年度収支も、三年連続赤字の見込みである。計画に基づき、経費の大幅な圧縮を実施しているが、なお厳しい状況には変わりはない。よって、さらに行政改革を推進し、新しい時代に適応する財政体質を確立していく。

【問】不況に立った行政改革を

【問】不況により、税の徴収率が伸びず、財政好転が望めなければ、財源確保のためには大胆な行革を行う必要がある。お金の安易な改革は許せないが、財政破綻で、区政が停滞すれば結局、区民生活に影響がでることになる。よって、区民生活へのマイナスの影響を極力抑えながら、政策・事業の優先順位を明確にし、広い視野に立った行革を行うべきと考えるが、区長の決意を伺う。

【答】これまでの内部努力に加

足立区議会公明党



山本 明儀 議員

【問】今、足立区は長引く不況、地方分権、福祉の基礎構造・教育改革、環境問題について、区政の重要な転換期を迎えている。区長は就任から一年余りの間で緊急課題に対応する体制を整え、改革への意欲は認めるが、その

【問】今、足立区は長引く不況、地方分権、福祉の基礎構造・教育改革、環境問題について、区政の重要な転換期を迎えている。区長は就任から一年余りの間で緊急課題に対応する体制を整え、改革への意欲は認めるが、その



【問】今、足立区は長引く不況、地方分権、福祉の基礎構造・教育改革、環境問題について、区政の重要な転換期を迎えている。区長は就任から一年余りの間で緊急課題に対応する体制を整え、改革への意欲は認めるが、その

【問】今、足立区は長引く不況、地方分権、福祉の基礎構造・教育改革、環境問題について、区政の重要な転換期を迎えている。区長は就任から一年余りの間で緊急課題に対応する体制を整え、改革への意欲は認めるが、その

え、行革の手法として区政診
断制度を導入した。これにより
区民の皆様にご理解を頂ける施
策の再構築や重点化に取り組ん
でいく。



介護認定返上の問題について

【問】介護保険制度で要介護と
認定されながら、認定を返上す
る高齢者が出る現象が起きてい
る。訪問看護は介護保険より医
療保険を利用したほうが、負担
が少なく済むケースが多いの
が理由だが、他のサービスも受
けられる権利を放棄してまで認
定返上が全国で続出したことは、
自己負担額の設定基準等、制度
に問題があると思うがどうか。

【答】制度上の課題については、
国の適切な対応が不可欠であり、
要望していく。

介護保険制度の自治体裁量権は
どこまであるのか

【問】要介護度に応じ、サービ
スの種類や量に制限があるため、
措置制度の頃よりサービスが後
退しており、介護報酬は単価が
細分され、ケアマネージャーは
事業者の会社に所属しているこ
とが多く、利用者を見るよりも、
電卓を片手に計算に追われてい
るのが実態である。厚生省は、
自治体の裁量について、「国の
基本的な方針から著しく逸脱し
ない限り容認している。」とし
ているが、足立区の裁量で弾力

的な運用を行うべきと思うがど
うか。
【答】区としては一人暮らし高
齢者の生活支援の立場から、要
支援・要介護の方も対象として、
様々な介護保険外サービスの展
開を図っており、また自立と認
定された高齢者についても、生
活支援型ヘルパー派遣事業や、
デイサービス事業等を新たに実
施している。しかし、大きな制
度の転換期に一部の方のサービ
スが制限されているのは事実で
あるので、区長会を通して都や
国に対して改善を要望していく。
ケアプランのチェック制度を

【問】ケアプランが利用者の希
望に添っているか等を総合的に
チェックする第三者機関が必要
ではないか。

【答】苦情等の相談機関として
設置した苦情等解決委員会への
相談事例や、受給者へのアンケ
ートを通じ問題点を把握し、望ま
しいチェック体制を検討してい
く。

特養ホーム入所を公平にせよ

【問】特別養護老人ホームの入
所にあたり、入所順位の公平性
の確保について、適切な指導を
行う必要があると思うがどうか。
【答】足立区特別養護老人ホ
ム入所調整委員会を設置し、ルー
ル化と確認をすることで、公平
性の確保に努めている。
あなたの身分を証明するものは
ありますか

【問】高齢者の中には、健康保
険証だけが身分証明書という人
が多い。しかし、保険証は常時
携帯するわけにもいかず、こう
した不便解消のため、大阪府池
田市では「池田市民証」を発行

している。これを提示すれば、
印鑑登録証明書の即日発行、市
内公共施設や映画館で高齢者割
引を受けられる他、郵便局での
郵便物受け取りの際の証明とし
ても利用できる。足立区として
も「区民証」を是非検討してい
るか。
【答】住民基本台帳ネットワー
クシステムが平成14年8月稼働
予定であるが、住民の申請に基
づき、区長が「住民基本台帳カー
ド」を発行できることになって
いる。高齢化社会が進展する中、
「足立区民証」の必要性は十分
認識しているので、このカード
の付加機能に加える方向で検討
する。
【問】足立区としても、組織機
構の改革に留まらず、「IT
(情報技術)革命」が時代のキー
ワードとなっている現在、より
効率的、統合的な行政機構を確
保するため、早急に庁内イント
ラネットの構築に取り組み、と
かく縦割りといわれる行政の中
で、情報の一元化を図られる新
行政システムの構築をすべきで
ある。また、個人情報保護も
含め、安全性、セキュリティの
一層の強化が必要である。ガイ
ドラインの作成等全庁的な安全
対策強化を求める。
【答】今夏、庁内で区として、



【問】初期消火体制の充実と従
来の指定避難場所に加え、災害
弱者に配慮した第二次避難場所
として、福祉関連施設、プロセ
クセンター等を指定した。そし
て備蓄倉庫にある災害応急物品
を第一次避難所となる学校に備
蓄し迅速に配布できるように計
画的に推進している。また、被
災者の精神的ケアが大きな課題
となっているため今後、関係機
関と対応策について検討を行っ
つう。
【答】①は自由選択制を採った
としても自治体の責任には変化
はないので主張はあたらぬ。
②は制度は統廃合とは別である。
③は成績だけでなく多様な基準
で選択することが重要であり、
学校の情報公開の推進が重要で
ある。日教組の論拠については
推測だが、教育委員会の責任放
棄についてと学校は教職員にま
かせるべきと主張しているもの
と受け取れる。自由選択制を採
ることは、学校が地域とともに
特色ある学校をつくるという主
体的立場に立つことで、結果的
に教育環境水準の向上に繋がる
と考える。

【問】足立区では、本年2月に
「足立区地域防災計画」を修正
したが、阪神・淡路大震災後、
トルコ、台湾など都市部での震
災から、いかなることを教訓と
して学んだのか、対策の課題に
ついて伺う。
【問】足立区では、本年2月に
「足立区地域防災計画」を修正
したが、阪神・淡路大震災後、
トルコ、台湾など都市部での震
災から、いかなることを教訓と
して学んだのか、対策の課題に
ついて伺う。
【答】初期消火体制の充実と従
来の指定避難場所に加え、災害
弱者に配慮した第二次避難場所
として、福祉関連施設、プロセ
クセンター等を指定した。そし
て備蓄倉庫にある災害応急物品
を第一次避難所となる学校に備
蓄し迅速に配布できるように計
画的に推進している。また、被
災者の精神的ケアが大きな課題
となっているため今後、関係機
関と対応策について検討を行っ
つう。
【答】①は自由選択制を採った
としても自治体の責任には変化
はないので主張はあたらぬ。
②は制度は統廃合とは別である。
③は成績だけでなく多様な基準
で選択することが重要であり、
学校の情報公開の推進が重要で
ある。日教組の論拠については
推測だが、教育委員会の責任放
棄についてと学校は教職員にま
かせるべきと主張しているもの
と受け取れる。自由選択制を採
ることは、学校が地域とともに
特色ある学校をつくるという主
体的立場に立つことで、結果的
に教育環境水準の向上に繋がる
と考える。

【問】足立区の教育改革の一環
として通学区域の弾力化が検討
されていると聞かすが、日教組は
この問題に反対し、①義務教育
の公共性を破壊する②学校の統
廃合を促進する③学校の序列化
階層化をもたらす、と指摘、
「重大な問題をはらんでいる」
「我々の感覚を大切にしていこ
う」と訴えたと報道がされた。
制度については、導入を検討し
ている自治体が増えており、公
明党はこれを評価し推進する立
場から、区は先の記事について
どの様に考え、日教組の論拠、
それに対する見解を伺う。
【答】①は自由選択制を採った
としても自治体の責任には変化
はないので主張はあたらぬ。
②は制度は統廃合とは別である。
③は成績だけでなく多様な基準
で選択することが重要であり、
学校の情報公開の推進が重要で
ある。日教組の論拠については
推測だが、教育委員会の責任放
棄についてと学校は教職員にま
かせるべきと主張しているもの
と受け取れる。自由選択制を採
ることは、学校が地域とともに
特色ある学校をつくるという主
体的立場に立つことで、結果的
に教育環境水準の向上に繋がる
と考える。

【問】足立区では、本年2月に
「足立区地域防災計画」を修正
したが、阪神・淡路大震災後、
トルコ、台湾など都市部での震
災から、いかなることを教訓と
して学んだのか、対策の課題に
ついて伺う。
【問】足立区では、本年2月に
「足立区地域防災計画」を修正
したが、阪神・淡路大震災後、
トルコ、台湾など都市部での震
災から、いかなることを教訓と
して学んだのか、対策の課題に
ついて伺う。
【答】初期消火体制の充実と従
来の指定避難場所に加え、災害
弱者に配慮した第二次避難場所
として、福祉関連施設、プロセ
クセンター等を指定した。そし
て備蓄倉庫にある災害応急物品
を第一次避難所となる学校に備
蓄し迅速に配布できるように計
画的に推進している。また、被
災者の精神的ケアが大きな課題
となっているため今後、関係機
関と対応策について検討を行っ
つう。
【答】①は自由選択制を採った
としても自治体の責任には変化
はないので主張はあたらぬ。
②は制度は統廃合とは別である。
③は成績だけでなく多様な基準
で選択することが重要であり、
学校の情報公開の推進が重要で
ある。日教組の論拠については
推測だが、教育委員会の責任放
棄についてと学校は教職員にま
かせるべきと主張しているもの
と受け取れる。自由選択制を採
ることは、学校が地域とともに
特色ある学校をつくるという主
体的立場に立つことで、結果的
に教育環境水準の向上に繋がる
と考える。

【問】21世紀は否応なく国際対
話能力が問われる事になる。学
校教育で国際理解教育が掲げら
れて久しいが、加えて「新学習
指導要領」により、小学校での
外国語の学習を取り入れる学校
もあると聞いている。外国語学
習を単に、「特色のある学校」
にするだけでなく、21世紀
を生きる子ども達のため、本格
的な支援をお願いする。
【問】自らの考えが解るように
筋道を立て、相手や目的に応じ
た適切な言葉遣いで話すことが
できるよう、学校教育の中で
「ディベート」を積極的に導入
し、こども達の表現力アップを
図ることを提案する。
【答】学校では、各科目におい
て、適宜、その手法を取り入れ
た学習が行われているが、今後
とも、より多くの学校で取り入
れられるよう推進していく。

日本共産党足立区議団



伊藤 和彦 議員



【問】子ども達が国際社会の中
で豊かに生き、活躍できるため
に、外国語学習の大切さを各学
校に伝え、充実に力を入れる。
学校教育に「ディベート」を導
入せよ
【問】自らの考えが解るように
筋道を立て、相手や目的に応じ
た適切な言葉遣いで話すことが
できるよう、学校教育の中で
「ディベート」を積極的に導入
し、こども達の表現力アップを
図ることを提案する。
【答】学校では、各科目におい
て、適宜、その手法を取り入れ
た学習が行われているが、今後
とも、より多くの学校で取り入
れられるよう推進していく。

【問】子ども達が国際社会の中
で豊かに生き、活躍できるため
に、外国語学習の大切さを各学
校に伝え、充実に力を入れる。
学校教育に「ディベート」を導
入せよ
【問】自らの考えが解るように
筋道を立て、相手や目的に応じ
た適切な言葉遣いで話すことが
できるよう、学校教育の中で
「ディベート」を積極的に導入
し、こども達の表現力アップを
図ることを提案する。
【答】学校では、各科目におい
て、適宜、その手法を取り入れ
た学習が行われているが、今後
とも、より多くの学校で取り入
れられるよう推進していく。

【問】子ども達が国際社会の中
で豊かに生き、活躍できるため
に、外国語学習の大切さを各学
校に伝え、充実に力を入れる。
学校教育に「ディベート」を導
入せよ
【問】自らの考えが解るように
筋道を立て、相手や目的に応じ
た適切な言葉遣いで話すことが
できるよう、学校教育の中で
「ディベート」を積極的に導入
し、こども達の表現力アップを
図ることを提案する。
【答】学校では、各科目におい
て、適宜、その手法を取り入れ
た学習が行われているが、今後
とも、より多くの学校で取り入
れられるよう推進していく。

な課題に取り組んでいる。消費増税に対する区長の見解を求め

【問】過去最悪の失業、激増する倒産、空前の財政危機、高まる将来不安、暮らし、経済も大変な状態に区民生活がおかれています。そのうえ国の消費増税計画がすすめられようとしているが、区長の消費増税に対する見解を求め

【答】消費税は、消費者である区民の生活に直接影響する税である一方、消費税収は12年度予算ベースで、国約10兆円、地方約2兆5千億円。足立区には62億円が交付され、貴重な財源となっている。今後も国の動向に注意していきたい。

高齢者福祉の充実について 【問】区は去年の9月、第3回定例会で「介護保険導入を機に福祉施策を後退させてはならない」という点で基本的な同感」と答弁した。しかし、介護保険導入により、高齢者福祉電話設置事業の所得制限を厳しくし、電話料金月600円も打ち切った。日常生活用具では、洗髪器など5品目が廃止され、紙おむつ支給にも所得制限を導入した。福祉サービスを元に戻すべきだがどうか。

【答】高齢者の増加が見込まれる中、限られた財源を活用し介



護予防の観点から一般施策についても整備を進める必要がある。このため、従来の福祉施策を継承しつつ、介護保険対象事業の移行や適正な受益者負担の導入など、一定の見直しを行った。

高齢者福祉電話については、所得制限を住民税非課税世帯にし、継続実施している。なお、設置費や基本料金はこれまでどおり区負担としたが、通話料は利用者負担とした。

日常生活用具については、シールバーカー、電磁調理器、火災警報機等の給付事業は継続実施する。なお、難燃性寝具や空気清浄器等利用度の低い品目は廃止した。

紙おむつについては、高齢者福祉手当受給者に加えて介護保険の要介護度3・4・5で常時失禁状態にある高齢者を対象に住民税非課税世帯の所得制限を設けて継続実施する。

区は介護保険の指定業者になり行政責任を果たせ

【問】区が指定業者にならず、民間任せになったことにより、サービスの必要量に供給量が追いつかないことや、医療、福祉の社会資源の有効な活用などに弊害が起きている。区は指定業者になり、民間では救済できない介護が必要な区民を老人福祉法の立場に立って救済すべきである。そのための行政責任を果たすべきだがどうか。

【答】介護保険制度における区の使命のひとつは、介護基盤の整備であり、このためには、民間活力等の誘導が重要と考える。現在、サービスの各分野に社会福祉法人、医療法人、民間法人

等の各種事業者が多数参入している。これらを計画的に誘導し、区民が必要なサービスを適宜利用できるような調整することにより行政責任を果たしていく。区が指定事業者になることは考えていない。

介護保険利用料減免を求め 【問】国に対して在宅介護の利用料については、低所得者負担の10%から3%への軽減措置を、ホームヘルプサービスだけでなく、すべての在宅サービスに広げよう要求するとともに、区独自で利用料は、第1階層を免除し、第2階層は3%に減免すべきだがどうか。

【答】ホームヘルプサービス利用者への利用料の負担軽減措置は、これまで区の福祉制度を利用して低所得者に対し、経過措置として実施されたものである。



介護保険制度には、一時的な困窮の場合の減免制度はあるが、利用者の負担を前提とした社会保険制度であり、区独自の利用料の減免を実施する考えはない。

【問】国に対して介護保険料は、10月から実施予定の高齢者からの保険料徴収を見直すことを要求するとともに、介護保険料の区独自の減免対策を行うこと。特に第1階層の保険料は免除すべきだがどうか。

【答】介護保険料は予定どおり10月より徴収する。

介護保険条例第二十条では災害や生計中心者の死亡等の一時的な困窮の場合に減免することができると規定している。区としては、これ以外に減免制度を設ける考えはない。

【問】我が党は今年第1回定例会で小規模、少人数学級の正当性を全面的に明らかにし、区教育委員会がすすめる学校統廃合が、子どもを犠牲にした「行革」にあることを事実にもとづいて指摘した。そして入谷南小の優れた教育実践を紹介し、入谷南小と入谷小の統廃合の強行はすべきではないと断じた。これに対する区の答弁は、いずれも質問の中で実証した内容に答えられず「統廃合」を前提とした例証ぬきの空理空論であった。

政府・文部大臣も「一般的に少人数の方が、その規模が小さい方が児童生徒ひとり一人の特性などに応じた指導ができるもの」と答弁し、「平成13年度から新たな施策に着手する」と検討を約束している。

いま、改めて「学校統廃合計画」を廃棄し、入谷小と入谷南小の統廃合を撤回し、区民と子どもたちの期待に応える教育をすすめるべきだがどうか。

【答】入谷南小は1学年から6学年まで単学級であり、かつ、全児童数が99人の過小規模校である。過小規模校は児童・生徒の社会性を伸ばすことに妨げとなり、単学級は入学から卒業ま

でクラス替えができないことにより人間関係の育成に問題があると考える。区教育委員会としては、子どもの利益を優先に考え、統廃合は実現すべきと考え

【問】4月から清掃事業が区に移管され、これを機会に、ごみの減量をめざした分別・リサイクルを一層推進することが求められる。移管前に可燃ごみの収集を週3回から2回にし、不燃ごみの収集を週1回行うようルールが確立されたが、これだけで急激に可燃ごみが減るわけではない。家庭で保管する期間が長ければ腐敗もすすみ、悪臭や虫の発生などで日常生活にも支障がでる。区民から「せめて夏場だけでも可燃ごみを週3回収集してほしい」という声があがっている。夏場だけでも緊急に可燃ごみの収集をもどすべきだがどうか。

【答】東京ルールIの導入により資源回収量の増加が図られ、可燃ごみの減量に効果があった。区としては、この収集方法を変更せず、今後とも区民に定着するよう一層の理解と協力を得ていく。生ごみの夏場対策は、水切り徹底などによる減量策や臭気対策を、あだち広報を通じてPRしていく。



【問】西新井駅西口周辺地区の中央に位置する日清紡西新井工場跡地については、現在都市基盤整備公団との協議により土地利用計画が図られていると聞く。その規模、住宅施設及びスケジュール並びに公共施設の配置などを含めて、当区との関わりについて伺いたい。



【答】日清紡は工場敷地11・6haについて平成13年と平成15年に都市基盤整備公団に引き渡す予定となっている。その後、公団は住宅建設に着手し賃貸住宅約2千100戸を平成21年度までに建設する予定である。

公共施設整備の配置については、主要な道路を配置するとともに公園を整備する計画である。公共施設整備の手法については、都市計画事業によるものと、区と公団の役割分担については、都市基盤整備公団と協議していきたくと考えている。

【問】西新井駅西口周辺地区は、狭い道路が多く、木造家屋の密集地区であり、防災都市づくり推進計画において、重点地区に位置付けられているが、具体的にどのような事業が検討され、促進されているか伺いたい。

【答】関原3丁目、梅田5丁目・6丁目の一部の木造密集地域については、密集住宅市街地整備促進事業により主要な生活道路の拡幅整備や老朽木造住宅の共同化・協調化建替えの促進に合わせ防炎効果のある公園等を適正に整備していく。

【問】旧本庁舎跡地利用計画の現状について

【答】旧本庁舎跡地利用計画の実現にあたり、事業プロポーザル方式を採用すると聞く。実施するに当たって、専門業者・コンサルタントの支援が必要と考えられるが、コンサルタントの活用と事業プロポーザルの実施については、どのように考えているか、また実施時期、計画全体のスケジュールについて伺いたい。

【答】事業プロポーザルを実施し、運営していくには、民間のアイデアの評価、提案の実現性など専門的な知識、技術が必要であり、コンサルタントの支援を受け検討を進めている。具体的な実施時期については、7月下旬に説明会を実施し、10月末日に提案を締切り、その後一次審査、二次審査を行い今年度中に具体的な事業計画と事業者を決定していく。

【問】西新井駅西口周辺地区は、狭い道路が多く、木造家屋の密集地区であり、防災都市づくり推進計画において、重点地区に位置付けられているが、具体的にどのような事業が検討され、促進されているか伺いたい。



野中 栄治 議員

足立区議会民主党

永年在職議員を表彰

足立区議会は、第2回定例会第1日(6月29日)の本会議において、足立区議会議員として在職25年におよび区政伸展に尽力された功績に対し、左記5名を表彰しました。

足立区議会表彰 (在職25年)



小野 実 議員

当選7回、厚生委員会委員長、土木委員会副委員長、議会運営委員会副委員長、文教委員会副委員長、行政改善調査特別委員会副委員長を歴任。



平沢 太郎 議員

当選7回、議長、議員選出監査委員、議会推薦農業委員、文教委員会委員長、議会運営委員会委員長、交通機関誘致対策特別委員会委員長、予算特別委員会委員長を歴任。



飯田 豊彦 議員

当選7回、副議長、議員選出監査委員、議会推薦農業委員、区民委員会委員長、旧本庁舎跡利用建設計画調査特別委員会委員長、建設委員会委員長を歴任。



長塩 英治 議員

当選7回、議長、議員選出監査委員、議会推薦農業委員、総務委員会委員長、文教委員会委員長、都市環境委員会委員長、議会運営委員会委員長を歴任。



川下 政信 議員

当選7回、議長、議員選出監査委員、議会推薦農業委員、総務委員会委員長、議会運営委員会委員長、文教委員会委員長、厚生委員会委員長を歴任。

本会議と委員会のあらまし

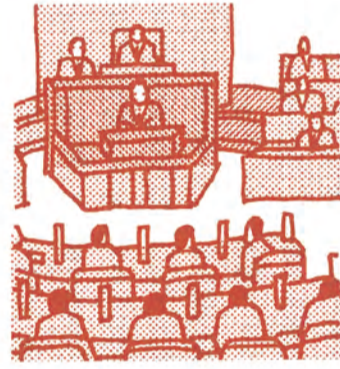
足立区議会は「議事機関」として、条例の制定及び改廃にとどまらず、予算を定めること、決算を認定すること、条例で定める契約を締結するなど、広く足立区の行政全般にわたる意思決定機関としての権能を有しています。この権能を行使する場が「本会議」及び「委員会」です。

足立区議会は、年4回(3・6・9・12月)定期的に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。定例会や臨時会では、はじめに会期(議会の会議を行う期間)を定め、その期間中に本会議や委員会を開きます。

本会議

全議員で構成する区議会の会議を本会議といひ、議会の最終的な意思決定を行います。区長から提出された条例案や予算案などの各種議案、区民のみならずから提出された請願、陳情、区議会の意見を国等に伝える「意見書」提出の可否等はすべて本会議で決められます。本会議は、招集された日に、原則として議員定数の半数以上の議員が出席したとき、議長長の宣告により開会され、まず議案等の審議に先立ち、各会派を代表する議員が区政全般について、区長をはじめ執行機関に質問を行います。質問終了後、提案された各種議案や請願、陳情等を、

本会議で即決するものを除き、所管の各委員会へ付託します。本会議は委員会審査のため休会となります。委員会審査が終了した段階で再度本会議が開かれ、各委員長から議長あてに提出された「委員会審査報告書」に基づき採決が行われ、議会としての意思が決定されます。



委員会

議会は、議員全員が一堂に会して議案や請願、陳情等を審議することが理想です。しかし、議員が多数になると、質疑だけでも膨大な時間が必要となり、詳細な審議を尽くすことは困難です。また、行政が著しく多様化、複雑化、専門化しており、本会議のみで多数の議案を能率的に審議することは到底不可能となっています。委員会制度は、それぞれ専門部門別に審査を分担して行い、審議の実を上げるためのもので、本会議を補完する重要な制度です。委員会には、常に設置されている「常任委員会」と議会の運営に関するものを審議する「議

常任委員会

足立区議会には6つの常任委員会があり、議員は必ず1つの常任委員会に所属します。委員の任期は1年と定められています。常任委員会は、本会議において付託された議案(条例の制定・改廃、補正予算、契約の締結、財産の取得・処分、協定の締結、諮問等)及び区民のみならずから提出された請願・陳情について審査を行い、その可否等を決定します。委員長は、「委員会審査報告書」により、審査の結果を議会に報告します。



特別委員会

区政に関することは、ほとんど常任委員会で審査・調査できますが、特別な事項について議会が特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて審査・調査することがあります。足立区議会では予算審査のときに予算特別委員会を、決算審査のときに決算特別委員会を設けるのが慣例となっているほか、現在5つの特別委員会を設置しています。特別委員会の名称、委員の定数及び調査・研究項目(付議事件)は次のとおりです。

★文教委員会(定数9人)
★教育委員会に関する事項
★議会運営委員会(定数14人)
議会を円滑かつ効率的に運営するために、常任委員会とは別に置かれる委員会です。委員の任期は1年と定められています。審査事項については、議会の運営に関する事、議会の会議規則、委員会条例等に関する事、議長の諮問に関する事のほか、議案、請願・陳情等を審査します。

★環境清掃委員会(定数9人)
★環境清掃部に関する事項

★建設委員会(定数9人)
★土木部及び都市整備部に関する事項

★農林委員会(定数9人)
★農林部に関する事項

★福祉部及び衛生部に関する事項

★区民部及び地域振興部に関する事項

★厚生委員会(定数9人)
★福祉部に関する事項

★環境清掃部に関する事項

★建設委員会(定数9人)
★土木部及び都市整備部に関する事項

★農林委員会(定数9人)
★農林部に関する事項

★福祉部及び衛生部に関する事項

★区民部及び地域振興部に関する事項

★厚生委員会(定数9人)
★福祉部に関する事項

★環境清掃部に関する事項

★建設委員会(定数9人)
★土木部及び都市整備部に関する事項

★農林委員会(定数9人)
★農林部に関する事項

★福祉部及び衛生部に関する事項

★区民部及び地域振興部に関する事項

★厚生委員会(定数9人)
★福祉部に関する事項

★環境清掃部に関する事項

★建設委員会(定数9人)
★土木部及び都市整備部に関する事項

★農林委員会(定数9人)
★農林部に関する事項

★福祉部及び衛生部に関する事項

★区民部及び地域振興部に関する事項

★厚生委員会(定数9人)
★福祉部に関する事項

★環境清掃部に関する事項

★建設委員会(定数9人)
★土木部及び都市整備部に関する事項

★農林委員会(定数9人)
★農林部に関する事項

★福祉部及び衛生部に関する事項

★区民部及び地域振興部に関する事項

★厚生委員会(定数9人)
★福祉部に関する事項

★環境清掃部に関する事項

★建設委員会(定数9人)
★土木部及び都市整備部に関する事項

★農林委員会(定数9人)
★農林部に関する事項

★福祉部及び衛生部に関する事項

★区民部及び地域振興部に関する事項

★厚生委員会(定数9人)
★福祉部に関する事項

★環境清掃部に関する事項

★建設委員会(定数9人)
★土木部及び都市整備部に関する事項

★農林委員会(定数9人)
★農林部に関する事項

あなたの声を請願・陳情で

請願・陳情とは

請願・陳情とは、区民のみなさんの意見・要望を区政に反映させる重要な制度です。

請願は議員の紹介が必要ですが、陳情は必要ありません。足立区議会では、陳情も内容により請願と同じように扱っています。

請願・陳情の審査

受け付けた請願・陳情は、関係する委員会で審査され、本会議において、その内容に賛成できるものは採択、そうでないものは不採択とします。なお、その場で結論を出さないで、次回以降も引き続き審査を必要とするような場合には、継続審査とする場合もあります。

採択したものは、区長や教育委員会などの執行機関に送ったり、また、国や都に関したものは意見書や要望書というかたちで、議会としての意思を国や都に伝えていきます。

採択された請願・陳情は、執行機関が実行しなければならぬ義務はありませんが、その趣旨は議会の意思として十分尊重されます。

なお、請願・陳情の代表者の方には、本会議での審査結果（採択、不採択、継続審査）をお知らせしています。

提出する時期・提出先

請願・陳情は、いつでも提出

することができず、区議会事務局へ提出してください。

なお、本会議招集日の7日前（ただし、土・休日を除く）までに提出されたものは当該会期中に審査が行われます。また、会期中で、最終本会議の4日前（ただし、土・休日を除く）までに提出されたものは、最終日に所管委員会に付託し、閉会中でも審査を行います。



請願書・陳情書の書き方

請願書・陳情書は、特に所定の様式はありません。下図を参考に書いてください。

ただし、1つの請願書・陳情書の中に、内容が多岐にわたる項目数が多いものが時々見受けられます。こうした請願・陳情については、いくつもの委員会に分割して付託しなければならぬという問題、項目ごとに異なる採決結果が出た場合どうするかという問題、表題が内容を正確に表現しきれないおそれがあるという問題等があり、結果の公表に際しても、区民の方々の誤解を招く可能性が考えられます。

そこで、足立区議会では次の

ような点に留意して提出していただくようお願いしています。

- ★内容を簡明に整理し、委員会ごとに分けて提出してください。なお、できるだけ1項目1請願（陳情）になるようにお願いします。
- ★表題は、内容をできるだけわかりやすく正確に表現したものにしてください。
- ★書き方についてわからない場合は、できるだけ事前に区議会事務局又は紹介議員にご相談ください。

請願書・陳情書に必要な事項

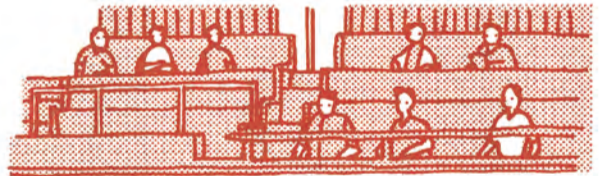
- 1 請願・陳情の趣旨
 - 2 提出年月日
 - 3 請願者・陳情者の住所、氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）
 - 4 押印（私印、ただし自署の場合は不要）
 - 5 紹介議員の署名又は記名押印（陳情書の場合は不要）
 - 6 あて先（足立区議会議員、署名簿を添付する場合は、署名者の住所、氏名が必要）
- 注1 署名簿を添付する場合は、必要により図面や資料等を添付してください。
- 注2 請願・陳情の参考として、必要により図面や資料等を添付してください。

請願書・陳情書の例

(署名簿)	(本文)	(表紙)										
<table border="1"> <tr><td>住所</td><td>氏名</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>	住所	氏名									<p>請願（陳情）の趣旨</p> <p>理由</p> <p>年月日</p> <p>足立区議会議員 様</p>	<p>紹介議員</p> <p>（陳情の場合は必要ありません）</p> <p>請願（陳情）者 住所</p> <p>氏名</p> <p>TEL</p> <p>外 人</p> <p>（自署の場合は不要）</p>
住所	氏名											

あなたも傍聴してみませんか？

本会議及び委員会が全面公開しています



傍聴は、議会活動をj知る最も身近な手段です。本会議には、通常、区長をはじめ、助役、収入役、教育長や各部長などが出席していますから、どのような方針や考えで区政が進められていくのかわかることができます。

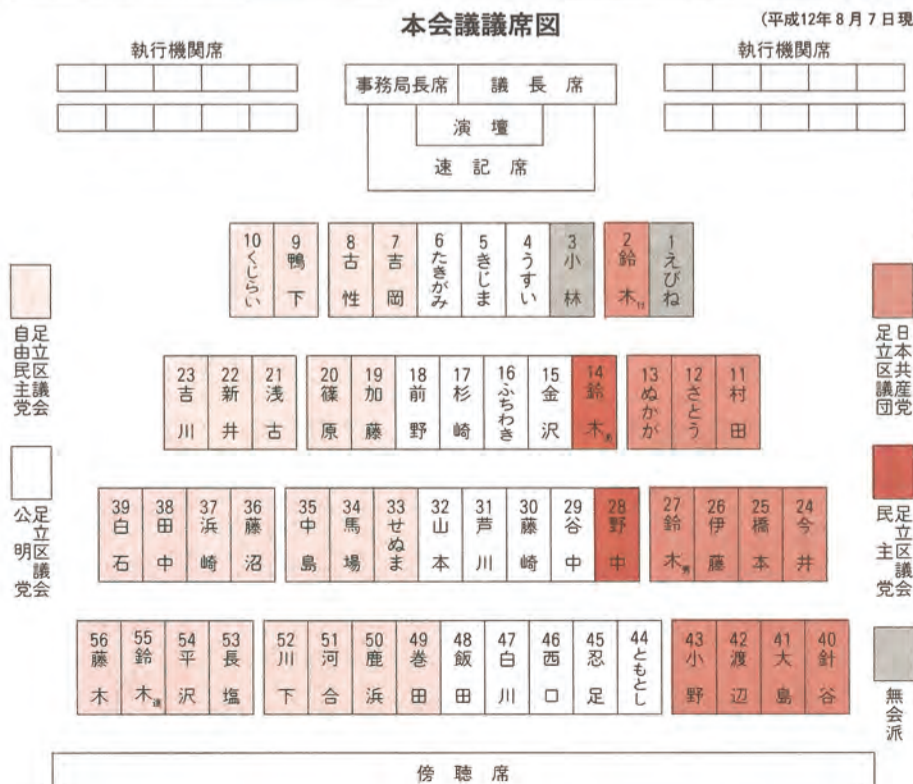
委員会の傍聴について

本庁舎中央館7階には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が開催される委員会室が、8階には予算・決算特別委員会が開催される特別委員会室があり、各委員会室には、報道関係者分4席を含め、傍聴席を30席用意しています。

傍聴の受付について

本会議、委員会の傍聴を希望

●本会議の議席は次のとおりです。



本会議の傍聴には限りがあります。傍聴席には超過した場合は抽選となります。傍聴を希望する方は、傍聴整理券を開会予定時間の1時間前から30分前まで、6階の区議会事務局で受け取ることができます。定員を超えていた場合には抽選を行います。なお、定員に満たない場合は先着順に傍聴券をお渡しします。傍聴券には住所・氏名を記入していただき、指定の入口で係員に傍聴券を提示し、本会議場、委員会室に入ってください。お帰りの際に傍聴券は返却していただきますので、なくさないようご注意ください。

第2回定例会での

議決結果

可決した議案

条例の全部改正

足立区情報公開条例
足立区公文書公開・個人情報保護審議会の提言に基づき、足立区公文書公開条例の全部を改正するもの。

条例の一部改正

足立区公文書公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
足立区公文書公開・個人情報保護審議会の提言に基づき条例の一部を改正するもの。

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例
地方税法の改正に伴い、規定を整備するもの。

足立区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
保健相談所の名称変更に伴い、規定を整備するもの。

助成制度に一部自己負担を導入するため規定を整備するもの。
(日本共産党足立区議団より、本会議において、反対の立場から討論あり)

助成に関する条例の一部を改正する条例
助成制度に一部自己負担を導入するため規定を整備するもの。
(日本共産党足立区議団より、本会議において、反対の立場から討論あり)

ごみ収集運搬作業用自動車の購入(計7台) 4千998万円

契約金額 東京トヨペット(株)
契約方法 指名競争入札

請負契約

足立区都市受信障害解消施設第5期整備工事請負契約
契約金額 3億9千900万円
相手方 伊藤忠商事(株)

その他の議案

町区域の変更について
町区域の合理化を行うため変更するもの。
「変更」千住旭町、千住二・三・四丁目の一部

諮問

学童保育室の入室に関する異議申立てについて
学童保育室の入室不承認に伴う異議申立てについて、諮問審査の結果、これを棄却すべきものと答申しました。

人権擁護委員候補者の推薦
人権擁護委員として、丹野澄子氏、海老原幹雄氏、山野井朝子氏を法務大臣に推薦するため、区長から議会の意見を求められました。議会はこれに対し、異

専決処分した事件の報告及び承認

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
条例の規定を整備するもの。

報告

平成11年度繰越明許費繰越計算書
地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成11年度繰越明許費に係る歳出予算の繰り越しについて、報告するもの。(翌年度繰越額 11億4千380万3千円)

道路認定・廃止

特別区道路線の認定

Table with 3 columns: 所在地, 延長 (m), 幅員 (m). Rows include 千住大川町地内, 扇二丁目地内, 舎人五丁目地内, 扇三丁目地内, 谷中四丁目地内.

特別区道路線の廃止

Table with 3 columns: 所在地, 延長 (m), 幅員 (m). Rows include 本木二丁目地内, 足立四丁目地内.

区有通路路線の設置

Table with 3 columns: 所在地, 延長 (m), 幅員 (m). Row includes 千住大川町地内.

意見の分かれた案件

Table with 6 columns: 会派名及び結果, 会派名 (自由民主党, 公明党, 日本共産党, 足立区議団, 民主), 結果. Rows list various ordinance amendments.

みなさんからの 請願・陳情
不採択にしたもの
高年齢者・障害者・乳幼児など都の医療費助成制度、老人福祉手当、シルバークラスの存続を求める陳情

高年齢者・障害者・乳幼児など都の医療費助成制度、老人福祉手当、シルバークラスの存続を求める陳情
(日本共産党足立区議団より、本会議において、反対の立場から討論あり)
入谷小・入谷南小の統廃合計画の見直しを求める陳情
過小規模校解消のため、統廃合はやむを得ない。
(日本共産党足立区議団より、本会議において、反対の立場から討論あり)